

## 報告第7号

### 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年9月6日 提出

四万十町長 中尾 博憲

平成28年度決算に基づく健全化判断比率

単位：%

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.0	—
( 13.57 )	( 18.57 )	( 25.0 )	( 350.0 )

#### 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示している。
- 2 括弧内は、四万十町における早期健全化基準を表示している。